

「大崎駅周辺地区における景観形成基準（案）」に対するご意見の要旨と区の考え方

	ご意見	区の考え方
1	「遠方からも大崎であることが認識できるデザイン」と書いてあるが、具体的に何をしたいのか全ての地区で一貫したテーマを定義すべき。	本文を「高層部については、周辺の高層建築物と調和し、遠方からの眺望に配慮したデザインとする。」とし、都市景観の形成を目標とした表現に変更します。
2	桜の名所「御殿山」を景観特徴に盛り込むべき。	本件の区域の特性は、副都心としての位置付けを契機に再開発が進み、地域のルールにより統一感のある都市景観の形成が図られていることである為、「御殿山」を景観の特徴としては記載しません。
3	基準案は抽象的な表現でわかりにくい為、ガイドラインには具体例を示すなどイメージを理解できるものとしてほしい。	重点地区の運用指針にイラストなどで具体例を挙げ、理解を深めていただく工夫をします。
4	小関通りと目黒川緑道との通り抜け空間を確保する。	建築物の高さ 60m以上又は延べ面積 30,000 m ² 以上の計画に対して、公開空地の基準のなかで通り抜け空間確保への配慮を求めています。
5	明度の低い色彩は使用範囲を抑える。	比較的規模の大きな計画の場合には、色彩基準の範囲内であっても、周辺の街並みとの調和を図るよう指導していきます。
6	ビューポイントからの空の見え方や緑の見え方を加味してほしい。	景観形成の方針に示してある「橋梁等の視点場からの眺望を意識した景観の形成」のなかで配慮を求めています。
7	これ以上高い建物を建てないという基準にしてほしい。	建築物等の高さ制限については、建築基準法や都市計画法などで定める為、基準には「周辺の街並みとの調和を図る」というような表現にしています。